

令和 2 年 第 2 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

令和 2 年 8 月 2 8 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

令和2年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	3
日程第 3 会期の決定	3
日程第 4 議長の選挙	4
議長あいさつ	4
日程第 5 同意第 1号 副広域連合長の選任について	5
提案理由の説明 清水広域連合長	5
副広域連合長あいさつ	6
日程第 6 同意第 2号 監査委員の選任について	6
提案理由の説明 清水広域連合長	6
日程第 7 承認第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員 のサービスの宣誓に関する条例の制定の専決処分につ いて	7
提案理由の説明 新井事務局長	7
日程第 8 承認第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分につ いて	8
提案理由の説明 新井事務局長	8
日程第 9 認定第 1号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会 計歳入歳出決算の認定について	
日程第 10 認定第 2号 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
以上2議案の一括上程	9
提案理由の説明 清水広域連合長	9

	提案理由の詳細説明 新井事務局長	10
日程第 1 1	議案第 1 3 号 令和 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算 (第 1 号)	
日程第 1 2	議案第 1 4 号 令和 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	
	以上 2 議案の一括上程	15
	提案理由の説明 新井事務局長	15
閉 会		17
会議録署名議員		18
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	22

令和2年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：令和2年8月28日（金曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 議長の選挙 | |
| 日程第 5 | 同意第 1号 | 副広域連合長の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 2号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の職務の宣誓に関する条例の制定の専決処分について |
| 日程第 8 | 承認第 3号 | 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 9 | 認定第 1号 | 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 2号 | 令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 議案第 13号 | 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 14号 | 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

◎出席議員（18名）

1番 鈴木俊司	2番 中里武
3番 渡邊幹治	4番 長壁真樹
5番 北川久人	6番 定方英一
7番 久保田俊	8番 野村洋一

10番 田邊寛治
12番 相川求
14番 大澤映男
16番 富岡朝男
18番 星野栄二

11番 松村晋之
13番 今井敏博
15番 南千晴
17番 山本隆雄
19番 神谷長平

◎欠席議員（1名）

9番 遠藤重吉

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水聖義	副広域連合長	茂原荘一
監査委員	田口幸夫	事務局長	新井史代
事務局次長	加藤正寛	管理課長	峯岸美知子
給付課長	伊部智恵	保健事業課長	高井春絵

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	五十嵐泰彦	議会書記	小此木諭
議会書記	藤本真央	主任	桑原聡子
主幹	大隅悠里	主任	松下祐輔
主任	田村拡己	主事	黒岩真春

◎開 会

午後1時40分

○ 副議長（南千晴議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 副議長（南千晴議員）

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者は、館林市の遠藤重吉議員であります。

◎諸般の報告

○副議長（南千晴議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○議会書記（小此木諭）

令和2年第1回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

広域連合議会の議長でありました前橋市の阿部忠幸議員、前橋市の小曾根英明議員、高崎市の松本賢一議員、高崎市の時田裕之議員、伊勢崎市の新井智議員、渋川市の石倉一夫議員、藤岡市の野口靖議員が辞職されました。

次に、新たに前橋市の鈴木俊司議員、前橋市の中里武議員、高崎市の渡邊幹治議員、高崎市の長壁真樹議員、伊勢崎市の定方英一議員、渋川市の田邊寛治議員、藤岡市の松村晋之議員が当選されました。

次に、監査委員から、令和2年3月から令和2年7月に行いました現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、田口監査委員の出席を求めています。以上でございます。

◎議席の指定

○副議長（南千晴議員）

日程第1、議席の指定を行います。今回、新たに当選されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（南千晴議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番鈴木俊司議員、2番中里武議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（南千晴議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（南千晴議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎議長の選挙

○ 副議長（南千晴議員）

次に、日程第4、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（南千晴議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（南千晴議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。

議長に野村洋一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました野村洋一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（南千晴議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野村洋一議員が議長に当選となります。

ただいま当選した野村洋一議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎議長あいさつ

○ 副議長（南千晴議員）

野村洋一議員の議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。野村洋一議員。

○ 議長（野村洋一議員）

ただ今、皆様のご推挙によりまして議長に選任されました沼田市議会議長の野村でございます。私はこの責任の重さを痛感している所ではありますが、皆様のお力添えを頂きながら、広域連合議会の円滑な運営が図られるように、誠心誠意、努めて参る所存で

ございます。何卒、皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。まして、議長就任のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 副議長（南千晴議員）

議長を交代いたします。

〔副議長 南千晴議員 降席、議長 野村洋一議員 議長席着席〕

◎副広域連合長の選任

○ 議長（野村洋一議員）

日程第5、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第1号「副広域連合長の選任について」ご説明申し上げます。お手元の議案書、1ページでございます。

広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから、これを選任することとされております。副広域連合長茂原荘一氏の任期が令和2年7月22日をもって満了したことに伴い、引き続き、同氏を選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、副広域連合長に選任同意と決定いたしました、茂原副広域連合長から、あ

いさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。副広域連合長。

◎副広域連合長あいさつ

○ 副広域連合長（茂原荘一）

ただいま、副広域連合長にご同意をいただきました群馬県町村会長、甘楽町長の茂原でございます。清水広域連合長の補佐役を務めながら、当連合の適正な運営が図られるよう、努めて参る所存でございます。引き続き、議員皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎監査委員の選任

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第6、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により鈴木議員の退席を求めます。

〔鈴木議員退席〕

○ 議長（野村洋一議員）

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第2号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。お手元の議案書、2ページでございます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、2人となっており、1人は識見を有する者、1人は議員のうちから、それぞれ議会の同意を得て選任することとされております。現在、議員のうちから選任される監査委員が、欠員となっておりますので、鈴木俊司議員を選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。鈴木議員の入場を求めます。

〔鈴木議員入場〕

◎専決処分の承認

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第7、承認第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の服務の宣誓に関する条例の制定の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

承認第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の服務の宣誓に関する条例の制定の専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、承認第2号についてでございますが、別冊説明資料の2ページをご覧ください。

制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されましたことに伴い、所要の制定を行う必要が生じたことから、令和2年3月25日付けで専決処分を行ったものでございます。

主な内容でございますが、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分について議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第8、承認第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

承認第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ、承認第3号についてでございますが、別冊説明資料の3ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和2年5月18日付けで専決処分を行ったものでございます。

主な内容でございますが、まず（1）傷病手当金の支給対象は、給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものでございます。（2）傷病手当金の1日当たりの金額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものでございます。（3）傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとするものでございます。

施行期日は、公布の日である令和2年5月18日でございます。傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める令和2年9月30日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分について議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎決算認定議案の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第9、認定第1号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第10、認定第2号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、認定第1号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。それでは、議案書の16ページ及び17ページをご覧ください。

令和元年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は9,486万2,275円でございます。次に、18ページ及び19ページでございますが、歳出総額は、8,459万7,928円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は1,026万4,347円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、600万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、記載はありませんが、残りの426万4,347円が翌年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、特別会計についてでございます。それでは、議案書の34ページ及び35ページでございます。

令和元年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は2,448億8,010万1,743円でございます。次に、36ページ及び37ページであります。歳出総額は、2,396億4,360万6,474円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、52億3,649万5,269円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、10億7,000万円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、記載はありませんが、残りの41億6,649万5,269円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

それでは、決算事項別明細書によりまして、各会計の歳入歳出決算の主なものについてご説明申し上げます。議案書の22ページ、23ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

始めに、歳入ですが、1款「分担金及び負担金」の収入済額、9,039万13円は、構成市町村からの事務費負担金でございます。

2款「財産収入」の1万2,002円は、財政調整基金の運用利子でございます。

4款「繰越金」の327万8,491円は、前年度からの繰越でございます。

5款「諸収入」の118万1,769円は、歳計現金の運用による預金利子などでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。26ページ、27ページをご覧ください。

まず、1款「議会費」の支出済額62万8,841円は、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。

2款「総務費」の8,097万8,594円は、備考欄にありますとおり、一般管理事業・企画事業、29ページになりますが、会計管理事業・公平委員会運営事業・市町村担当課長協議会事業・選挙管理委員会運営事業・監査運営事業など庶務的な事業にかかる経費の総額となっております。その多くは、27ページにお戻りいただきまして、一般管理事業の19節の市町村負担金6,331万9,422円が占めております。これは事務局長・次長及び総務課の派遣職員8名分の人件費負担金でございます。

続きまして、28ページ、29ページをご覧ください。

下段の3款の「基金積立金」1万2,002円は、財政調整基金の運用利子を積み立てたものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをご覧ください。

5款「諸支出金」の297万8,491円は、構成市町村からの事務費負担金の前年度精算に伴う返還金でございます。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。議案書の40ページ、41ページをご覧ください。

始めに、歳入です。

1款「市町村支出金」ですが、1項1目「事務費負担金」の収入済額5億7,703万3,008円は、後期高齢者医療制度の運営に要する共通経費を構成市町村にご負担いただいたものでございます。

1項2目「保険料等負担金」の229億8,399万5,990円は、備考欄にありますとおり、市町村で徴収しました保険料等負担金の181億5,937万5,620円と、低所得者等の保険料軽減分の市町村負担金であります保険基盤安定負担金48億2,462万370円でございます。

1項3目「療養給付費負担金」の186億9,343万8,141円は、療養給付費等の12分の1を割合とします市町村負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございますが、1項1目「療養給付費負担金」の577億5,710万2,989円は、療養給付費等の12分の3を割合とします国の負担金でございます。

1項2目「高額医療費負担金」の10億9,624万3,392円は、レセプト1件当たり80万円を超えた医療費に対する一定割合の国の負担金でございます。

次に、2項1目「調整交付金」の206億315万8千円は、備考欄にありますとおり、広域連合間の財政力不均衡などを調整する普通調整交付金201億8,013万4千円と健康増進事業等の実施に対し交付されました特別調整交付金の4億2,302万4千円でございます。

次に、2項2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」の1億357万31円は、備考欄にありますとおり、健康診査事業費のほか、43ページの備考欄になりますが、歯科健康診査事業費、特別高額医療費共同事業費及び医療費適正化等推進事業費に対する補助金でございます。

次に、2項3目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」の93万2千円は、東日本大震災等で被災した被保険者の一部負担金の免除及び保険料減免の特例措置に対する補助金でございます。

次に、2項4目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の6億7,755万1,208円は、低所得者の保険料軽減の特例措置に対する交付金でございます。

続きまして、3款「県支出金」でございますが、1項1目「療養給付費負担金」の184億7,093万4,246円は、療養給付費等の12分の1を割合とします県の負担金でございます。

次に、1項2目「高額医療費負担金」の10億9,624万3,392円は、レセプト1件当たり80万円を超えた医療費に対する一定割合の県の負担金でございます。

続きまして、4款「支払基金交付金」の958億9,380万1千円は、国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する保険者からの支援金でございます。

続きまして、44ページ、45ページをご覧ください。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」の8,063万3,724円は、400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分につきまして、国保中央会が、各広域連合からの拠出金を財源として調整を行い、当広域連合に交付されたものでございます。

6款「財産収入」の58万2,985円は、後期高齢者医療給付費等準備基金の運用利子でございます。

7款「繰入金」ですが、1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」の14億7,728万3千円は、主に医療給付の財源として、基金から繰り入れを行ったものでございます。

8款「繰越金」の47億3,541万6,063円は、前年度からの繰越でございます。

続きまして、46ページ、47ページをご覧ください。

10款「諸収入」の6億3,218万2,574円は、備考欄にありますとおり、保険料の延滞金238万488円や、交通事故などの第三者行為にかかる医療費について、加害者側から納められた第三者納付金の2億5,988万7,880円、医療機関等からの医療費返納金の3億6,849万6,465円などでございます。なお、返納金の不納欠損額4,021万2,422円でございますが、時効による11万5,908円と医療法人井草会の診療報酬返還分4,009万6,514円でございます。井草会の件につきましては、平成23年度に関東厚生局の適時調査の際に、診療報酬の不適正受給が判明し、広域連合への返納金は8,009万6,514円で、広域連合では全額一括返済を求めましたが返還されず、督促してもなお返還されなかったことから、平成26年2月13日に訴えの提起について、本広域連合議会の議決をいただきました。その後、訴えを起し、裁判官から4,000万円の返還をもって和解とすることが提案され、この和解については、平成27年8月27日に本広域連合議会で議決をいただい

おります。令和元年11月26日に井草会から200万円が入金されたことで、4,000万円が完納となりましたので、残金4,009万6,514円について不納欠損処理をさせていただいたものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして歳出でございます。

48ページ、49ページをご覧ください。

1款「総務費」の支出済額5億5,188万8,949円ですが、主な内容につきましては、備考欄をご覧ください。13節「委託料」の2億6,684万332円は、電算処理システムの運用保守やレセプトデータの作成処理などの委託料でございます。また、19節「市町村負担金」の1億1,480万7,936円は、管理課・給付課・保健事業課の派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

続きまして、2款「保険給付費」の2,332億3,104万5,627円ですが、1項1目「療養給付費」の2,207億3,037万3,957円及び1項2目「訪問看護療養費」の13億153万5,262円は、被保険者の療養給付に要した費用でございます。

続きまして、50ページ、51ページをご覧ください。

1項5目「審査支払手数料」の5億4,439万680円は、レセプト審査及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。

次に、2項1目「高額療養費」の95億7,962万8,961円は、被保険者1か月あたりの自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

2項2目「高額介護合算療養費」の2億4,187万5,197円は、医療保険と介護保険における年間の自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、3項1目「葬祭費」の8億3,322万5千円は、被保険者が死亡した際に、葬祭を行った者に対し、支給するものでございます。

次に、3款「財政安定化基金拠出金」の9,314万9千円は、保険料の未納や医療給付費の増大等によります、財政への影響に対処するために県に設置された基金への拠出金で、国、県及び広域連合が、それぞれ3分の1ずつ同額を拠出しています。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」の6,534万9,764円は、400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国保中央会が、全国の広域連合間の財政調整を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして、52ページ、53ページをご覧ください。

5款「保健事業費」、1項1目「健康診査費」の9億347万2,391円は、市町村に委託し実施しております健康診査事業に係る委託料でございます。

1項2目「その他健康保持増進費」の1億2,042万5,600円の主なものは、備考欄にありますとおり、市町村が実施した人間ドック健診費助成事業に対する補助を行う人間ドック助成事業1億1,625万8,564円でございます。

1項3目「歯科健康診査費」の2,961万1,200円は、歯科健康診査事業に係る委託料でございます。

続きまして、6款「基金積立金」の58万2,985円は、医療給付費等準備基金の運用利子を積み立てたものでございます。

54ページ、55ページをご覧ください。

8款「諸支出金」のうち1項2目「償還金」の46億3,139万2,758円ですが、これは市町村支出金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上で、各会計の歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第1号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、本案を認定することに決しました。

次に、認定第2号「令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、本案を認定することに決しました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第11、議案第13号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第12、議案第14号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

ただいま一括上程となりました、議案第13号及び議案第14号の2議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書の99ページをご覧ください。

まず、議案第13号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,200万5千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。106ページ、107ページをご覧ください。

始めに、歳入でございますが、3款2項1目の基金繰入金は、歳出の電話主装置及び電話機等の機器更改業務委託料の財源といたしまして財政調整基金を取り崩し、300万円を追加するものでございます。

4款1項1目の繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越金396万4千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、108ページ、109ページをご覧ください。

2款1項1目の一般管理費でございますが、事務局で使用している電話の主装置及び電話機につきましては経年劣化による不具合が生じており、交換が必要になっておりますことから、機器更改にかかる委託料300万円を追加するものでございます。

5款2項1目の償還金は、市町村からの事務費負担金の令和元年度決算に基づく精算に伴う返還金396万4千円を追加するものでございます。

議案第13号の説明は以上でございます。

続きまして、113ページをご覧ください。

議案第14号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40億6,462万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,469億8,263万1千

円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。120ページ、121ページをご覧ください。

始めに、歳入でございますが、1款1項3目の療養給付費負担金は、令和元年度決算において一部市町村からの負担金が不足しており、今年度追徴させていただくため、7,393万8千円を追加するものでございます。

7款1項1目の後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金は、令和元年度決算に伴いまして、7,581万円を減額するものでございます。

8款1項1目の繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越金40億6,649万5千円を追加するものでございます。

次に歳出でございますが、122ページ、123ページをご覧ください。

下段の8款「諸支出金」のうちの、124ページになりますが、1項2目の償還金は、事務費及び療養給付費の市町村負担金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の令和元年度決算に基づく精算に伴う返還金40億6,462万3千円を追加するものでございます。

なお、2款「保険給付費」、3款「財政安定化基金拠出金」、5款「保健事業費」及び7款「公債費」における財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

議案第14号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第13号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（野村洋一議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会を閉会いたします。

午後2時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年8月28日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 野 村 洋 一

副 議 長 南 千 晴

議 員 鈴 木 俊 司

議 員 中 里 武

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和2年8月28日（金） 1日】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 野村 洋一
同意 第1号	副広域連合長の選任について	同意 茂原 荘一
同意 第2号	監査委員の選任について	同意 鈴木 俊司
承認 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する条例の制定の専決処分について	承認
承認 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承認
認定 第1号	令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 第2号	令和元年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案 第13号	令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	可決
議案 第14号	令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決